

# 5 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）を支援します。

## 支援内容

（令和4年度第2次補正予算額：250億円）

### 畑地化支援・定着促進支援

#### ▶ 畑地化支援

水田を畑地化して、ア. 高収益作物 及び イ. 畑作物（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。

#### ▶ 定着促進支援

##### ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

##### イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

対象作物	1 畑地化支援（※1, 2）	2 定着促進支援（※3）
ア. 高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	17.5万円/10a	・ 2.0(3.0※4)万円/10a × 5年間 または ・ 10.0(15.0※4)万円/10a（一括）
イ. 畑作物 （麦、大豆、飼料作物 （牧草等）、子実用とう もろこし、そば等）	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a（一括）

※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない）

※2 令和5年度における取組が対象

※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象

※4 加工・業務用野菜等の場合

注： 畑地化支援及び定着促進支援は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

### 産地づくり体制構築等支援

#### ▶ 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※5）や種子の確保等に要する経費を支援します。

（定額（1協議会当たり上限300万円））

※5 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。

地域農業再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

#### ▶ 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

（定額（ただし上限25万円/10a））

# 6 畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

(旧水田リノベーション事業)

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、対象作物の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

## 1 畑作物産地形成促進事業

(令和4年度第2次補正予算額：300億円)

### ① 支援内容

- 産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし	4万円/10a

- 加算措置：令和6年度に畑地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算（畑地化加算）
- 採択基準：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

### ② 対象となる主な取組メニュー

※ 対象品目について低コスト生産等の取組メニューのうち、排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去の中から1つ以上を含めた3つ以上の取組を行うことが必要

麦	①融雪促進 ②新たに導入した品種に応じた栽培管理 ③ふく土・踏圧 ④難防除雑草対策 ⑤生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測 ⑥効率的・効果的な施肥 等
大豆	①大豆300A技術 ②難防除雑草対策 ③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ④新品種の導入 ⑤効率的な施肥 ⑥均平作業（傾斜均平） ⑦摘心栽培 ⑧畝間冠水 等
高収益作物	①生物農薬の活用 ②農薬によらない病害虫対策 ③農薬によらない土壌消毒 ④農薬のドリフト対策 ⑤化学肥料の使用量削減 ⑥化学農薬の使用量削減 等
子実用とうもろこし	①排水対策 ②均平作業（傾斜均平） ③堆肥の利用 ④効果的な施肥 ⑤農薬によらない病害虫対策 ⑥生物農薬の活用 ⑦難防除雑草対策 ⑧化学肥料の使用量削減 等

## 2 コメ新市場開拓等促進事業

(令和5年度予算概算決定額：110億円)

### ① 支援内容

- 産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種）	9万円/10a

- 採択基準：地域農業協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

### ② 対象となる主な取組メニュー

※ 品目ごとに3つ以上選択

新市場開拓用米 加工用米 米粉用米	①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗 ⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり 等
-------------------------	---

#### 【両事業についての留意事項】

- ※1 令和5年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。

注：畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

# 7 小麦・大豆の国産化の推進

(令和4年度第2次補正予算額：144億円、令和5年度予算概算決定額：1億円)

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、水田・畑地を問わず、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備等を支援します。

## (1) 麦・大豆生産技術向上事業

### ① 支援対象

- 対象作物※：麦（小麦、大麦及びはだか麦）、大豆  
※水田に加えて畑地での作付けも対象【拡充】
- 対象者：農業者の組織する団体※、地域農業再生協議会等  
※受益農業従事者（原則年間150日以上）5名以上
- 採択要件：『麦・大豆国産化プラン』を作成していること等

### ② 支援内容

- 話し合い等を通じた生産性向上の推進経費  
団地化やブロックローテーション等の推進に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、水田地図のデジタル化などにかかる費用を実費で支援します。  
支援の上限額は事業実施主体の作付面積に応じて異なります。  
50ha未満：100万円以内、50～150ha：200万円以内、150ha以上：300万円以内  
※北海道の場合の基準面積は下記のとおりとします。  
100ha未満：100万円以内、100～300ha：200万円以内、300ha以上：300万円以内
- 新たな営農技術等の導入  
生産性向上や需要に応じた生産に向け、技術や品種を導入する場合、その内容に応じて1万円/10a以内で定額※支援します。  
※ 取組内容により単価は異なります。

## (2) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）

### I 麦・大豆機械導入対策

- 生産性向上等に必要な機械・施設の購入・リースを支援します。  
(1/2以内、50万円以上5,000万円未満の機械・施設が対象)

### II 麦・大豆生産・加工施設整備対策

- 国産麦・大豆の供給量・品質の安定化、利用拡大に向け、乾燥調製施設や農産物処理加工施設の整備等を支援します。(1/2以内)

### III 麦・大豆ストックセンター整備対策

- 不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備や、ストックセンターの整備と一体的に行う処理加工施設と乾燥調製施設の整備を支援します。(1/2以内)

※ 本事業は、申請内容を踏まえて審査し、予算の範囲内で補助対象者が決定される補助事業です。

加工用米や飼料用米等の新規需要米に取り組む場合は、あらかじめ米加工業者や畜産農家等の需要者と販売契約等を締結した上で、6月30日までに国に必要な書類を添付した『取組計画』を提出し、取組計画の認定を受けてください。

なお、加工用米や新規需要米について、**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、28ページの『加工用米及び新規需要米の適正流通』に留意の上、適切な出荷・流通を行ってください。



## 取組計画の申請時の留意事項

- 加工用米や新規需要米に取り組まれる方は、「取組計画申請書」に以下の書類等を添付して**最寄りの農政局等に必ず6月30日までに提出**してください。

期限を過ぎて提出された場合は、取組計画の認定を受けることができず、交付金の対象となりませんので、提出期限は厳守してください。

### 【「取組計画申請書」に必ず添付する書類】

- ① 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者との間で、販売数量などを記載した「**販売に関する契約書の写し**」等
- ② 加工用米や新規需要米を買い受ける事業者等が作成した「**買い受けた米を他の用途に転用しないこと**」を誓約した誓約書

### 【用途や取組内容に応じて提出する書類】

- ① ほ場を特定して生産し、当該ほ場の全収穫量を販売契約数量とする「**区分管理方式**」を選択する場合、農業者が作成した「**区分管理計画書**」
- ② 新規需要米に取り組む場合、農業者等が作成した「**ふるい下米等の低品位米を寄せ集めて出荷しないこと**」等を誓約した誓約書
- ③ 米粉用米に取り組む場合、需要者が作成した「**米粉用米の使用実績等整理表**」
- ④ 加工用米に取り組む場合、需要者が作成した「**加工用米の仕入状況等**」
- ⑤ 上記以外にも、作成・提出していただく書類がある場合がありますので、詳しくは最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- ⑥ 取組主体となる集荷業者等に出荷する場合は、当該集荷業者と出荷契約を締結してください。（なお、新規需要米の場合は、②の内容を契約書に盛り込むことで、農業者が作成する②を省略することができます。）

様式等はこちらから

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/>

※ ふるい下米や規格外等の低品位米の発生が想定される場合は、低品位米が生じた際の用途、販売先を「取組計画書」に記載してください。

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、または定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取組に当たっては、以下の点に留意してください。



## (1) 出荷時の留意事項

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
  - ① あらかじめ、**飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』**で取り組むことを選択した場合は、**『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』**を出荷（※）してください。
    - ※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金の支払ができません。（29ページ参照）
  - ② **主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う『一括管理方式』**で取り組む場合は、**当初の契約数量を出荷することが原則**ですが、作柄変動による変更を行うことができます。（以下の2参照）
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。（30ページ参照）
- 加工用米や新規需要米を**集出荷した実績を国に報告**してください。
  - ※ 飼料用米の数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。（22ページ参照）

## (2) 「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

- 加工用米及び新規需要米に「一括管理」で取り組み、**作柄変動が生じた場合は、以下の算出方法により契約数量を変更することができます。**
  - ① 契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を用いて算出
    - ・ **当初の契約数量 × (作柄表示地帯の単収 / 作柄表示地帯の単年単収)**  
(上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる)
  - ② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
    - ・ **当初の契約数量 × (当該農業者の実単収 / 当該農業者の当初の単収)**
  - ③ 自然災害等により減収した場合
    - ・ **当初の契約数量 - (加工用米等生産予定面積 / 全ての水稻作付面積 × 減収量)**  
(注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量
  - ※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

### (3) 加工用米及び新規需要米の販売先や用途の変更手続き

- 加工用米及び新規需要米は、あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途で供することが原則ですが、
  - ① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、
  - ② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で販売先や用途を変更することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- なお、承認を受けずに他の需要者に販売したり他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が執られますので注意してください。

### (4) こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

国は、飼料用米等の生産、出荷状況等を確認します。



### (5) 不適正な出荷が行われていた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
  - ① 名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する
  - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還
  - ③ 当該取組の認定を取り消すと同時に、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない（捨てづくりが確認された場合も同様）

などの措置が執られます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★ 不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！

## 遵守事項

チェック  
☑ 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>  
・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則注が適用されます。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

### 用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
  - a. 紙袋等の包装に用途を表示  
 ( 米粉用米は **粉**、飼料用米は **飼**、加工用米は **加**、その他用途 ) は、その用途に即して輸出用などと表示
  - b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

# 米トレーサビリティ法に基づく措置

## 記録

チェック  
☑ 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）  
☑ 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存  
☑ 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>  
・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則注が適用されます。

注：50万円以下の罰金

流通ルートの特定

米・種もみ<sup>※</sup>を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※ 米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。

### 記録事項

品名、産地、<sup>※1</sup>数量、年月日、取引先名、米穀の用途<sup>※2</sup>等

※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」などの用途を記載

## (参考) 米トレーサビリティ法のその他の内容

### 事業者間<sup>※</sup>における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米をJAや業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

### 一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、産地を商品の容器・包装等に記載することにより伝達する必要があります。

適切に産地情報を伝達

## 伝達

<罰則>  
・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。  
・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。 [http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome\\_toresa/](http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/)

米トレーサビリティ法

検索

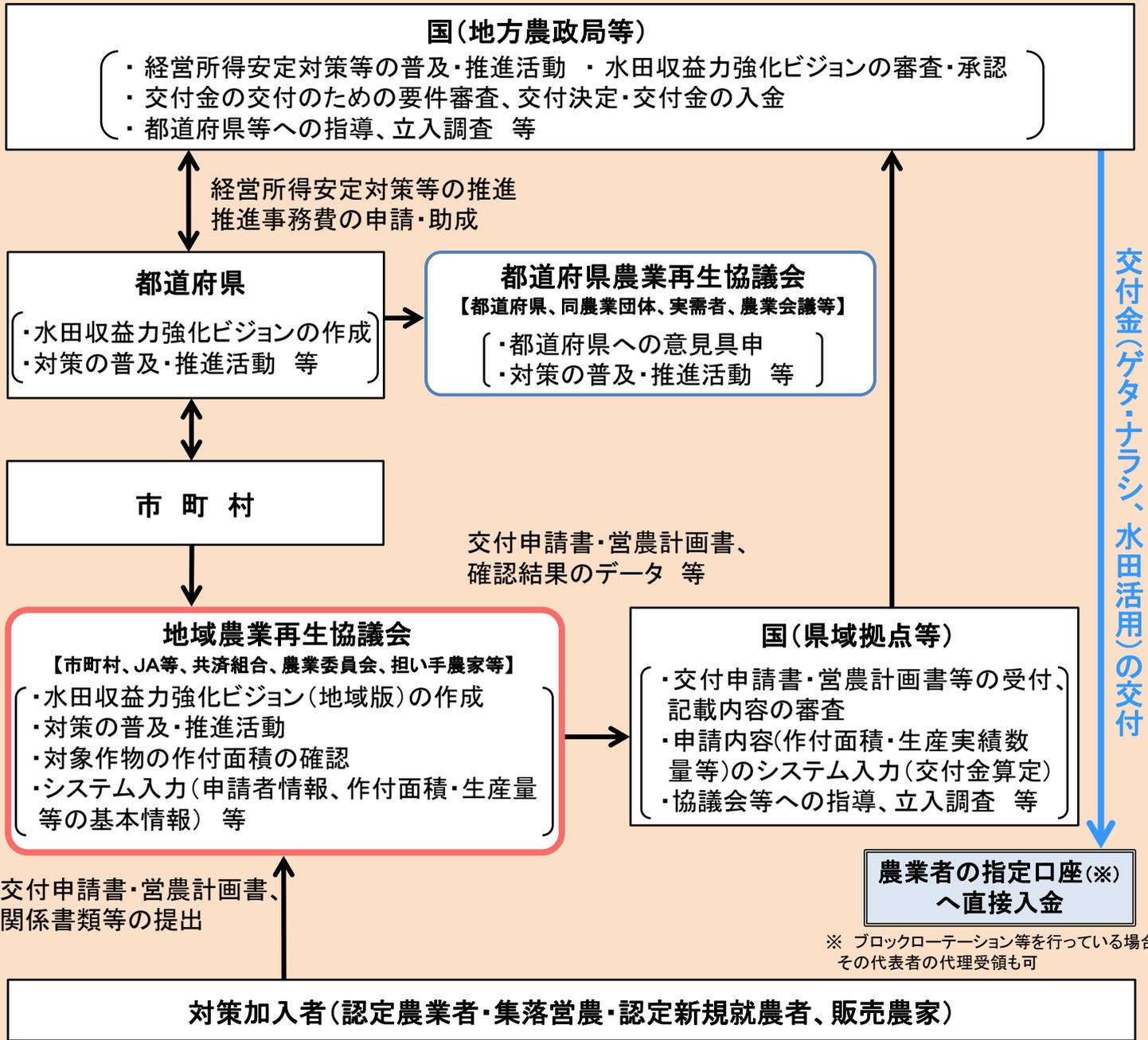
## 立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。調査に応じない場合は、交付金の返還等の措置を執る場合があります。

# 9 経営所得安定対策等の実施体制

経営所得安定対策等(ゲタ・ナラシ対策及び水田活用直接支払交付金)は、国が、同対策での対象の取組を行う農業者に対して、直接、交付金を交付する仕組みです。

また、都道府県・市町村等の地域段階において設置された「地域農業再生協議会」は、同対策の普及・推進活動をはじめ、農業者の申請手続・取組の要件確認等を実施し、交付金の交付等の事務が円滑に進むよう、国と連携・協力した推進体制により同対策を実施しています。



## (参考) 地域農業再生協議会とは

都道府県農業再生協議会のもと、概ね市町村単位で設置される「地域農業再生協議会」は、全国で約1,560箇所あり、市町村、JA等、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、農業改良普及センター、農業者の代表などの農業関係者で構成されています。

農業者の方々が、最寄りの同協議会が開催する説明会等への出席や、同協議会へ個別に相談いただくことにより、対策の詳細な内容(追加・変更点等)や、提出すべき必要書類、地域や協議会別に設定される提出期限等の詳細を把握することができます。

# 10 対策に加入する農業者の皆様へ

## (1) 適切な生産の徹底について（捨てづくりの防止）

交付対象となる作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則となっています。

- ① 作付や肥培管理等が不適切と判断された場合には交付金は交付されません。
- ② 以下の事項に該当する場合は、提出される理由書により交付の判断を行います。
  - 新市場開拓用米、加工用米  
当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない
  - 飼料用米（生もみを利用するものを除く）、米粉用米  
交付対象の数量・面積から算定される単収が標準単収値（18ページ参照）から150kg/10aを差し引いた値に満たない
  - その他の作物（ゲタ対策の面積払の交付申請が行われているものを除く）  
近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低いと判断される
  - ゲタ対策の面積払の交付金  
交付対象の数量・面積から算定される単収が地域の基準単収（市町村ごと）の1/2に満たない
- ③ 自然災害等の合理的な理由がないなど、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断された場合には、交付金は交付されません。また、既に交付済みの交付金は、返還していただきます。

## (2) 農業者年金との重複申請防止について

－ すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ －

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している（受給することとなった）方は、原則、経営所得安定対策等交付金の申請はできませんので、移譲された方の名義で申請する必要があります。

農業者年金に関することは、JA、市町村農業委員会にお問い合わせください。

## (3) 農業経営の承継等について

交付申請書等を提出した後、以下の事由により申請者に変更が生じた場合、交付金の円滑な交付を受けるためには、速やかに、相続若しくは、農業経営の承継等に関する手続を行ってください。

- ① 相 続：当初申請者が死亡し、後継者が相続する場合等
- ② 合 併：複数の組織等が合併し、新たに組織を設立する場合等
- ③ 経営移譲：農業経営を他の者に移譲する場合等
- ④ 法 人 化：集落営農が法人化する場合等

その他承継等の手続に関することは、お近くの地域農業再生協議会又は地方農政局等にお問い合わせください。

## (1) 「交付申請書」と「営農計画書」を提出してください

交付金を受けるためには、「交付申請書」と「営農計画書」を**6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出する必要があります。**

申請者

農業者



提出先窓口

地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）

※ 申請手続の電子化により、申請者が自宅のパソコンやスマートフォン等で申請を行うこともできます。（詳細は50、51ページを参照してください。）

## 交付申請に関する誓約事項・個人情報の取扱いの確認

- 交付申請を行う方は、立入調査、交付金の返還に関する事項を記載した「**経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項**」を確認してください。誓約事項に**違反した場合は、交付金の返還など、厳正な措置**が執られます。
- また、「**個人情報の取扱い**」についても確認していただき、交付申請書の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けていただくことで、申請書等の内容を皆様に確認していただく手間が減ります。

様式第1号別紙

### 経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書や報告書の写し等の関係書類の提出や、「経営所得安定対策等立入調査」について、地方農政局等から求められた場合には、交付金を受給している限り、それに応じます。  
また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。  
なお、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルの確保に務める必要があります。
- 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、**交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管**し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。  
上記の事項は、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金に波及する場合もあるため、十分に注意願います。
  - 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合
  - 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合
  - 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**ことや、**正当な理由なく、出荷・販売をしていない**こと、**その他交付要件を満たす取組が行われていない**ことが判明した場合
  - 必要書類が保管されていない**ため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、その**提出を拒む**場合
  - 地方農政局等による「**経営所得安定対策等立入調査**」に応じない場合  
また、同調査において、虚偽の回答等を行った場合

様式第1号別添1

### 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

#### 経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出された申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注2）に必要最小限度の範囲内で提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査等を行うために、申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務所及び都道府県において、必要最小限度の範囲内で利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の手続上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど申請手続が軽減されるほか、加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等（注1）	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業等
機関等（注2）	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、環境省、国土交通省、国土利用・都市政策本部、農林水産省、農林水産部、農林水産省農林政策課、農林水産省農林政策課農林政策課、農林水産省農林政策課農林政策課

**どちらとも重要な事項が記載されておりますので、必ずお読みください！**



## (2) 交付申請書の記載例

### 様式第1号(表面)

**申請者の押印が不要になりました。  
また、交付決定通知の大臣印も廃止しています。**

様式第1号A

### 経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 5 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続  新規

昨年引き続き申請される方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に○印を付けてください。

フリガナ		ノウリン タロウ		申請年月日	令和 5 年	月	日
氏名又は法人・組織名		農林 太郎		生年月日			
フリガナ				年 月 日			
① 交付申請者欄	代表者氏名 (法人・組織のみ)			経営形態	認定状況		
	(〒 123 - 4567 )					<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 認定農業者
	住所	東京都千代田区霞が関1-2-1		<input type="checkbox"/> 集落営農 (構成員 人)	<input type="checkbox"/> 認定新規就農者		
	電話番号	*連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)		<input type="checkbox"/> 法人	<input type="checkbox"/> 集落営農 (ゲタ・ナラシ対象)		
	法人番号			<input type="checkbox"/> 認定なし			

申請年月日を記入してください。

該当する経営形態、認定状況に○印を付けてください。

氏名、住所を記入してください。  
氏名、住所などが印字されている方は、内容を確認してください。  
訂正が必要な場合は訂正してください。

【個人又は法人が記載】		【集落営農が記載】	
収入保険の加入状況	<input checked="" type="radio"/> 加入している <input type="radio"/> 加入していない	収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数)	<input checked="" type="radio"/> 有( )人 <input type="radio"/> 無
・営農開始 ・法人設立 からの期間	<input checked="" type="radio"/> 2年以上 <input type="radio"/> 2年未満	前年の税務申告の状況	<input checked="" type="radio"/> 青色申告 <input type="radio"/> 白色申告
		前年の税務申告の状況 (組織としての状況を記載)	<input type="radio"/> 各構成員が申告 (組織として申告なし) <input type="radio"/> 青色申告 <input type="radio"/> 白色申告

該当する項目に○印を付けてください。

①集落営農の構成員に収入保険加入者がいる場合は当該人数を記載ください。  
②個人・法人の方は営農開始・法人設立からの期間に○印を付けてください。

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。  
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。  
※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。また、ゲタに申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)に係る生産予定面積」欄を記載する必要があります。  
※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な存り方を検討するための重要な情報です。

② 交付申請内容(令和5年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください)※前年産の申請状況は参考です。			
交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請
令和5年産の申請	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない	<input checked="" type="radio"/> する	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
(参考)前年産の申請状況			
事業名 (水田活用直接支払交付金)	水田活用の直接支払交付金の申請	コメ新市場開拓等促進事業の申請	畑作物産地形成促進事業の申請
令和5年産の申請	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
(参考)前年産の申請状況			

申請する交付金には「する」に、申請しない交付金には「しない」に○印を付けてください。

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)					
交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無
主食用米	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	てん菜	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	新市場開拓用米	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
小麦	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	でん粉原料用ばれいしょ	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	飼料作物	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
二条大麦	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	飼料用米	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	そば	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
六条大麦	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	米粉用米	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	なたね	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
はだか麦	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	WCS用稲	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	産地交付金等の交付対象作物	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない
大豆	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	加工用米	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	水田農業高収益化推進助成対象作物	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない

交付金を申請する交付対象作物には「ある」に、申請しない作物には「ない」に○印を付けてください。

④ みどりの食料システム戦略について(該当する欄に○を付けてください)			
実践している	<input checked="" type="radio"/> 実践する予定	知っているが未実践	知らない

⑤ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)	
登録済の振込口座	「個人情報の取扱い」に記載された内容について
<input checked="" type="radio"/> 変更なし <input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 変更あり	<input checked="" type="radio"/> 同意する

該当する欄に○印を付けてください。

みどりの食料システム戦略について、御存じかどうかの調査です。該当するところに○印を付けてください。

次続きます

# 様式第1号(裏面)

**⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)**

令和5年度収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。  
※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
米穀		8,025 m <sup>2</sup>
秋期には種する小麦		2,040 m <sup>2</sup>
大豆		4,022 m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>

ナラシの申請を「する」に○印を付けた方は、本年に生産を予定している品目についてその生産予定面積等を記入してください。

ナラシの申請を「する」に○印を付けた方は、積立コースのいずれかに☑チェックしてください。

**⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)**

該当するものにレ印を記入してください。  
なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定     20%の減収に対応した積立金を納付予定

ゲタの申請を「する」に○印を付けた方は、課税事業者・免税事業者等の状況を必ずいずれかに☑チェックしてください。(10ページ参照)

**⑧ 消費税の課税事業者・免税事業者等の状況(ゲタ申請者が記載)**

令和5年6月末時点の状況について、該当するものにレ印を記入してください。  
免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

課税事業者(簡易課税事業者含む)     免税事業者     各構成員が申告

**⑨ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)**

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

確認事項に☑チェックしてください。

**⑩ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)**

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

## (3) 交付申請書に添付して提出する書類

### ① 交付対象者であることが確認できる書類

- ・ 認定農業者は、農業経営改善計画認定書の写し
- ・ 認定新規就農者は、青年等就農計画認定書の写し
- ・ 特定農業法人又は特定農業団体は、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- ・ 集落営農は、規約の写し、構成員名簿の写し、共同販売経理を確認できる書類(通帳の写し等)、総会資料の写し(決算書類など)

注1: 前年度に加入されている方で、確認書類に変更がない場合は、書類の添付を省略することができます(新規・変更がある場合は提出が必要です)。  
注2: 交付申請書の提出後に、交付申請者が死亡した場合や集落営農が法人化するなどの場合には、交付金の交付を受けるための手続を承継するための書類を作成する必要がありますので、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

### ② その他(以下に該当する方は、書類が必要です)

- ・ 初めて経営所得安定対策等の交付金を申請する方や、これまでの交付金の振込口座を変更される方及びブロックローテーションなど、地域の営農上の理由で、交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状」(様式第3号)を提出してください(ただし、既に提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください)。

# (4) 営農計画書の記載例

印字されている氏名、住所などをご確認ください（押印は不要です）。訂正が必要な場合は、訂正内容が分かるよう記入してください。

様式第2号

〇〇農政局長 殿(北海道農政事務局長、内閣府沖縄総合事務局長)※地域農業再生協議会長様

水稲生産実施計画書 兼 営農計画書

年産における農地の利用計画を申請します。

( 年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。)

作成者	氏名又は法人、組織の組織名	フリガナ	ノウリン タロウ	法人、組織の代表者氏名	フリガナ
	農林 太郎				
住所	(〒123 - 4567 )		東京都千代田区霞が関1-2-1	電話	012-345-6789
				FAX	
経営形態			<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農(構成員) <input type="checkbox"/> 法人		

対象畑作物	生産予定面積※1	対象畑作物
小麦	春まき	そば
	秋まき	なたね
二条大麦	37.95	てん菜
六条大麦		でん粉原料用ばれいしょ
はだか麦		
大豆	77.07	

【農業共済加入状況(加入予定)記入欄】  
加入している又は加入予定の場合は「○」を付けてください。

「水田・畑作経営所得安定対策」対象加入者管理コード

※加入している又は加入予定の場合は「○」を記入	
農作物共済	畑作物共済
水稲	小麦
大豆	そば
てん菜	でん粉原料用ばれいしょ
○	○

※1 ゲタに係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」は、下記(1)~(7)を参照の上、  
(1) ゲタに申請する方は、必ず、生産予定面積を記入する。  
(2) 水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計。  
(3) 麦は、数量払の対象とならない種子用麦及び麦芽原料用麦(ビール用麦等)を除く。  
(4) 小麦は、「春まき」と「秋まき」に区別した面積。  
(5) 大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆及び黒大豆を除いた面積。  
(6) そばは、数量払の対象とならない種子用を除いた面積。  
(7) なたねは、数量払の対象とならない食用植物油用以外のものを除いた面積。

【畑地化促進事業のうち定着促進支援】  
畑地化促進事業のうち定着促進支援に取り組む場合は、開始年ごとに対象面積を記入してください。

高収益作物定着促進支援	開始年	R2	R3	R4
対象面積		a	50 a	25 m

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係				
高収益作物定着促進支援	開始年	R4	R5	
対象面積		a	12 a	29 m

畑作物定着促進支援	開始年	R4	R5
対象面積		37 a	45 m

※ R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積は対象面積から差し引いて記入する。

【交付対象農地区分】  
水田活用の直接支払交付金の対象農地について、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」です。畑地は「3」です。地域農業再生協議会に確認の上、記入してください。

農地の番号	耕地番号	分番番号	地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分(注1)	水稲作付最終年(注2)	作期(注3)	面積(本地面積)	作物作付面積(注4)	作物名(注5)	は種の有無(注6)	自家消費該当	多収品種(注7)	品種名	地権者(権原所有)
0001	001	001	上野1	1	R4	1	80.25	80.25	主食用米					
0002	001	001	上野2	1		1	11.29	11.29	飼料作物(子実用とうもろこし)					
0003	001	001	上野3	1		1	41.29	41.29	WCS用種					
0004	001	001	上野4	1		1	100.25	100.25	飼料用米			1	タカナリ	
0005	001	001	上野5	2		1	40.22	40.22	大豆					
0006	001	001	上野6	1		1	17.55	17.55	小麦					
0006	001	001	上野6	1		2	17.55	17.55	そば					
0008	001	001	中野2	2		1	6.23	6.23	白菜					
0009	001	001	中野3	1		1	12.29	12.29	ブルーベリー					
0010	001	001	中野4	1		1	30.33	30.33	なたね					
0011	001	001	中野5	1		1	37.45	37.45	大豆					
0012	001	001	中野6	1		1	50.25	50.25	キャベツ					
0013	001	001	下町1	1		1	33.33	33.33	調整水田					
0014	001	001	下町2	1		1	29.11	29.11	飼料用米・生もみ					
0015	001	001	下町3	1		1	20.40	20.40	小麦					
0016	001	001	下町4	1		1	30.11	30.11	加工用米					
				1		1	50.20	50.20	新市場開拓米					
				1		1	40.10	40.10	飼料作物(牧草)					

【作期】  
二毛作の場合は「2」となります。例えば、小麦を基幹作物とし、そばを裏作とするときは、小麦の作期を「1」、そばの作期を「2」と記入してください。

交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を、畑地化支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援の支援期間においては「1」を記入する。ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要。

【作物名、は種の有無】  
作物として牧草が該当する場合、作物名には飼料作物(牧草)と記入し、当年度において、は種を行う場合には、は種の有無の欄に「○」を付けてください。

【水稲作付最終年】  
前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入してください。(ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要)例えば、令和4年度に水稲を作付けた場合には、令和5年度の営農計画書提出時に「R4」と記入してください。

(注8) 農地中間管理機構から農地を借り受けている等の場合は、農地中間管理機構の名称を記入する。

ほ場ごとに作物別の作付面積等を記入してください(記入されている場合は内容を確認していただき、訂正が必要な場合は、訂正内容が分かるよう記入してください。)

(注13) 水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、○を記入する。



# 12 交付金の交付スケジュール

## (1) 交付金に関するスケジュール (予定)

	令和5年												令和6年						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
申請手続 交付金の 交付				交付申請書、 営農計画書等 の受付		対象作物の作付確認、数量払の数量確認													
						ゲタ対策の数量払の交付 (麦・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ・なたね)						ゲタ対策の数量払の交付 (大豆・そば)							
							ゲタ対策の 面積払の交付		水田活用の直接支払交付金の交付										
			ナラシ対策の 積立て申出														交付 申請	ナラシ対策の 補てん金の 交付	
					積立金の納付														

## (2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、6月30日までに、最寄りの地域農業再生協議会（市町村、JA等）又は国（地方農政局、県域拠点等）へ提出してください。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）に加入される方は、同時期までに加入申請（積立て申出）を行った上で、8月31日までに積立金を納付することになります。

## (3) 交付金の交付時期 (予定)

- |                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| ① 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）        |                 |
| ア 面積払                      | : 生産年 8月 ~ 10月頃 |
| イ 数量払                      | : 生産年 7月 ~ 5月頃  |
| ② 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） | : 生産年翌年5月 ~ 6月頃 |
| ③ 水田活用の直接支払交付金             | : 生産年 8月 ~ 3月頃  |

注：上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。また、令和5年産からゲタ対策の大豆・そばの数量払の交付申請期限は4月末となりますが、特段の遅延理由がない場合は、3月5日までに申請してください。

なお、令和6年1月より、従来の交付決定通知書等は、圧着式ハガキにて送付する予定です。

## (4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類（当年産の出荷・販売伝票の写し等）及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注：農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料（ゲタ対策）」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料（ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米）」に代えることが可能です。

注：畑地化促進事業、畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業及び小麦・大豆の国産化の推進の申請期間等は、都道府県や地域農業再生協議会等にお問い合わせください。